

念 書

私は、下記のとおり金銭を返金し、本件に関し当事者間の精算が完了したことを確認するため、本念書を作成します。

第1条（当事者）

1 本念書の当事者は、以下のとおりとする。

（1）返金者（以下「甲」という。）

住所：〔甲の住所〕

氏名：〔甲の氏名〕

（2）返金を受ける者（以下「乙」という。）

住所：〔乙の住所〕

氏名：〔乙の氏名〕

第2条（対象となる取引・契約）

1 本念書は、次の取引（以下「本件取引」という。）に関して作成する。

（1）取引の内容：〔例：○年○月○日締結の○○契約〕

（2）契約書等の名称がある場合：〔契約書名〕

第3条（返金額および返金方法）

1 甲は、乙に対し、本件取引に関して受領した金銭のうち、下記金額を返金する。

（1）返金額：金〔○○○,○○○〕円也（税込・税抜いずれか明記）

2 甲は、前項の返金額を、以下の方法により支払う。

（1）支払日：〔令和○年○月○日〕まで

（2）支払方法：〔現金／銀行振込（金融機関名・支店名・口座番号）／その他〕

第4条（清算および今後の請求放棄）

1 甲および乙は、本念書に定める返金が完了した時点で、本件取引に関連して互いに有していた一切の金銭債権・債務（既発生のもの及び将来発生し得るものを含む。）が、すべて清算されたことを相互に確認する。

2 甲および乙は、前項の清算確認後は、本件取引に関して、相手方に対し、いかなる名目による請求（損害賠償、違約金、遅延損害金、慰謝料その他名称のいかんを問わない。）も行わないことをここに約束する。

3 前二項の規定は、双方の故意または重過失による違法行為に基づく損害賠償請求権について、法令上放棄できない範囲まで放棄を約するものではない。

第5条（秘密保持：必要に応じて）

1 甲および乙は、本件取引の内容および本念書の条件を第三者に開示しないものとする。ただし、法律上必要な範囲、または弁護士・税理士等の専門家への相談に必要な範囲を除く。

第6条（協議事項）

1 本念書に定めのない事項や解釈について疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

以上、本念書作成の証として、本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（返金者）

住所：

氏名： ㊟

乙（返金を受ける者）

住所：

氏名： ㊟